

平成29年9月7日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成29年~~ハ~~第8号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年8月1日

判 決

広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

広島県庄原市三日市町406

被 告 津 田 廣 雄

主 文

- 1 被告は、原告に対し、7万7340円及びうち6万5000円に対する平成29年5月2日から、うち1万2340円に対する同月8日からそれぞれ支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを1000分し、その874を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、60万円（傷害分50万円・邸宅侵入分10万円）及びこれに対する平成29年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、治療費1万2340円及びこれに対する平成29年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用被告負担及び仮執行の宣言

第2 事案の概要

平成29年5月2日午後5時20分ころ、広島県庄原市三日市町309の